

令和 8 (2026) 年度
入学者選抜募集要項

総合産業科



沖縄県立陽明高等支援学校

〒901-2113 沖縄県浦添市字大平488番地

TEL (098) 870-1588
FAX (098) 870-1589

令和 8 (2026) 年度入学者選抜募集要項

沖縄県教育委員会の定める「令和 8 年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に基づき、下記の通り、本校第 1 学年の生徒を募集する。

I. 募集定員及び通学区域

「沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則」の定めるところによる。

学校名	学科（コース）	学級数	定員	通学区域
陽明高等支援学校	総合産業科	2	20	県全域

II. 一般入学

1. 出願資格

学校教育法施行令（昭和 28 年 政令第 340 号）第 22 条の 3 の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 11 月末日までに志願前相談を受けた者

オ 知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

2. 出願期間

日 付	受付時間	受付場所
令和 8 年 2 月 2 日（月）	午前 9 時 ～ 午後 4 時	本校特別教室棟 1F 高支会議室
令和 8 年 2 月 3 日（火）	午前 9 時 ～ 午後 4 時	

※ 郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

〔出願先〕 〒901-2113 浦添市字大平488番地
沖縄県立陽明高等支援学校長 赤嶺 信一 宛

3. 出願手続

出身中学校長等は、志願者に係る下記の書類を出願期間内に一括して提出するものとする。

	出願書類	留意事項
1	入学志願書 第 1 号様式（特支高）	・ 現住所、ふりがな、氏名は住民票謄本に記載されている通りに記入する。 ・ 「郵便番号」は必ず明記すること。 ・ 受検場については、本校で学力検査等を受ける者は本校に○印を、その他で受検する者は該当欄に検査場名を記入すること。 ・ ※印欄は、志願変更する場合のみ記入する。

2	調査書 第2号様式（特支高）又は 第2号－2様式（特支高）	・原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号－2様式を使用する。 ・特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評価している場合は、第2号様式を作成する。 ・記入方法は「令和8年度 沖縄県立学校入学選抜実施要項」に基づく。
3	入学志願者名簿 第3号様式（特支高）	・順序は、現3年生を先に記入し、過年度卒業者は後に記入する。 ・過年度卒業者は備考欄に「過」と記入する。
4	健康診断書 第8号様式（特支高）	・過年度卒業者のみ提出。令和8年1月以降に発行されたもの。
5	療育手帳の写し又は専門医の診断書 第11号様式（特支高）	・出願時に「次の判定年月」を過ぎた療育手帳は、出願書類として認められない。 ・「次の判定年月」を過ぎた療育手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の専門医の診断書[第11号様式（特支高）] ・専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。 ※ 身体障害者手帳を所持している場合は両方の写し。
6	確約及び証明書 第5号様式（特支高）	・沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者。 ・沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者。
7	写真票 第15号様式（特支高）	・出願の前6ヶ月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
8	志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。 ① 県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を令和8年1月20日までに教育長に提出し、許可を受けること。 ② 前記①の許可願、入学志願書（第1号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類を提出すること。	

※ 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）は、本校の通学区域が県全域のため提出の必要はありません。

4. 志願変更及び手続

- (1) 志願変更は、志願者が定員を超え、出身中学校長等及び本校学校長が適当と認めた場合、行うことができる。
- (2) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (3) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認める。
- (4) 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し出身中学校長等に提出する。
- (5) 出身中学校長等は、願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- (6) 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、一般入学の出願手続きに準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出する。

志願変更申出	令和8年2月 6日(金)	午前9時～午後4時	本校特別教室棟 1F高支会議室
	令和8年2月 9日(月)	午前9時～午後4時	
入学志願書 取り下げ・再出願	令和8年2月16日(月)	午前9時～午後4時	本校特別教室棟 1F高支会議室
	令和8年2月17日(火)	午前9時～午後4時	

※出願書類作成上の注意事項

書類の作成は「令和8年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」に掲載されている、「沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」を参照すること。

5. 選抜の方法

- (1) 特別支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- (2) 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

6. 学力検査等

- (1) 学力検査等の期日及び時間割

月日 \ 時限	第1日目 3月4日(水)	第2日目 3月5日(木)
第1時限 (10:00～10:50)	国語	社会
第2時限 (11:15～12:05)	理科	数学
12:05～13:00	昼食 55分	
第3時限 (13:15～14:05)	英語	面接

※面接については、志願者数により終了時刻14:05を過ぎる可能性があります。

- (2) 所持品等の取扱い

- ①受検者は検査時間中、次のものを携行すること。

- HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- プラスチック製の消しゴム
- 定規（三角定規は可。ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可）
- コンパス（分度器機能付きは不可）

- ②受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- 鉛筆キャップ
- 鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- 時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- 眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

③服装について

出身中学校等の**制服で受検（登校）**すること。

過卒生や制服が無い中学校等の場合は、文字やロゴ、地図等がプリントされていない、無地等のシンプルな服装とする。

（３）検査の場所

① 原則として、本校【沖縄県立陽明高等支援学校（沖縄県浦添市字大平４８８番地）】とする。

② 「令和８年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」に掲載されている「沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に示された委託検査場及び出張検査場。

※ 委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

7. 合格発表

（１）令和８年３月１７日（火）の午前９時に陽明高等支援学校において発表（掲示）する。発表（掲示）後ホームページにも掲載する。

（２）合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

（３）合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において（第２次募集の合格発表の日から換算して１ヶ月以内）個人情報の保護に関する法律第６９条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

Ⅲ. 第２次募集

※合格者が募集定員に満たない場合は、第２次募集を行う。

1. 出願資格

県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

2. 出願期間

日 付	受付時間	受付場所
令和８年３月１８日（水）	午前９時～午後４時	本校特別教室棟 1F高支会議室
令和８年３月１９日（木）	午前９時～午後４時	

※ 郵送の場合も３月１９日（金）午後４時までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

3. 出願手続

（１）出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

	出願書類	留意事項
1	第２次募集入学志願書 第９号様式（特支高）	・現住所、ふりがな、氏名は住民票謄本に記載されている通りに記入する。 ・「郵便番号」は必ず明記すること。
2	調査書 第２号様式又は 第２号-２様式（特支高）	・一般入学で提出したものと内容は同じもの。

3	第2次募集志願者名簿 第10号様式（特支高）	・順序は、現3年生を先に記入し、過年度卒業者は後に記入する。 ・過年度卒業者は備考欄に「過」と記入する。
4	確約及び証明書 第5号様式（特支高）	・沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者。 ・沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者。
5	療育手帳の写し又は専門 医の診断書第11号様式 （特支高）	・出願時に「次の判定年月」を過ぎた療育手帳は、出願書類として認められない。 ・手帳未取得の場合は、専門医の診断書[第11号様式（特支高）] ・専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。 ※ 身体障害者手帳を所持している場合は両方の写し。

4. 志願変更及び手続

- (1) 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
- (2) 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は原則として行わない。

入学志願書 取り下げ・再出願	令和8年3月23日（月）	午前9時～午後4時	本校特別教室棟 1F高支会議室
-------------------	--------------	-----------	--------------------

5. 選抜の方法

学力検査成績証明書（第14号様式）（特支高）、調査書（第2号様式、第2号－2様式）（特支高）、面接、本校作成の付加問題（国語・数学）の結果を資料として、選抜を行う。

6. 面接

日	時	令和8年3月25日（水） 午後1時開始
---	---	---------------------

7. 合格発表

- (1) 令和8年3月27日（金）の午前9時に本校において発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。
- (2) 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

IV. 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

1. 申し出等の日程及び手続

ア 申し出期間 令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）2日間

イ 受付時間 令和8年3月4日（水）午前9時から午後4時
3月5日（木）午前9時から正午

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第1号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

2. 追検査の期日及び時間割等

時限 \ 月日	令和8年3月9日(月)
第1時限 (9:00～9:50)	国語
第2時限 (10:05～10:55)	理科
第3時限 (11:10～12:00)	英語
12:00～12:45	昼食 45分
第4時限 (13:00～13:50)	社会
第5時限 (14:05～14:55)	数学
第6時限 (15:10～)	面接

V. 調査書

本校校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第2号様式、第2号－2様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

VI. 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

VII. 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

県立高等特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て、本校校長に提出することができる。

【手続き】

〈令和8年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜 入学者選抜におけるQ&A Q12をご確認ください〉

- (1) 志願を希望する者が「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて所属する中学校長もしくは、特別支援学校長に提出する。
- (2) 志願を希望する者が所属する中学校長もしくは、特別支援学校長が前記①の書類を沖縄県教育庁県立学校教育課に、10月末日までに提出する。
- (3) 提出された書類を基に県立学校教育課が審査し、2月下旬の最終志願者決定までに志願者及び志願先学校長に配慮事項を通知する。

VIII. その他

- (1) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する**当該生徒の「指導要録の抄本又は写し」**、学校保健安全法施行規則（昭和33年度文部省令第18号）第8条第1項に規定する**「生徒健康診断票」**及び**「歯の検査票」**並びに**「キャリアパスポート」**を、学校単位で**令和8年3月31日（火）**までに、本校校長に提出する。（郵送の場合も、この期限までに必着。ただし、特別な事情があつて遅れることが予想される場合は、本校校長にその旨を連絡すること。なお、郵送の場合は、受領書の返送はいたしません。）
- (2) 本募集要項に記載されていない、帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い、その他の事項についてすべて**「令和8年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」**によるものとする。
- (3) 合格者オリエンテーションは、**令和8年3月30日（月）**、全合格者を対象に保護者同伴で行います。